

事 務 連 絡
令和6年9月30日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「妥結率等に係る報告書」に関する質疑応答集（Q&A）について

令和6年3月の医療用医薬品の流通改善ガイドラインの改訂を踏まえて、令和6年度診療報酬改定において、医薬品取引状況に係る報告の見直しが行われ、「妥結率等に係る報告書」に、新たに「医療用医薬品の取引状況」、「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目が追加されたところです。

今般、その取扱いについて、別添のとおり質疑応答集（Q&A）を作成しましたので、貴団体会員等に対し周知をお願いいたします。

【妥結率等に係る報告】

問1 様式2の4及び様式85（以下、特段の指定がない場合は同様とする。）の各設問において該当する項目が複数ある場合は、全てを選択すること
でよいか。

（答）該当する項目が複数ある場合は、全てを選択すること。

問2 様式85の「同一グループの保険薬局数」の「同一グループ」はどの範囲まで属している会社が該当するのか。

（答）特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）（令和6年3月5日保医発0305第6号）第88の2の2調剤基本料2の施設基準に関する留意点の（6）の規定により判断すること。

問3 設問2の（1）にある「価格交渉を代行する者」について、記載上の注意の7に「医療用医薬品の共同購買サービスを提供する事業者、医療機関や薬局に代わり卸売販売業者との価格交渉を行う事業者等」とあるが、具体的にはどのような事業者が該当するのか。

（答）「価格交渉を代行する者」の該当性については、令和6年5月20日に開催された「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」の資料1における「価格交渉を代行する者の該当性の考え方」で示した判断基準を参考にすること。なお、判断について疑義が生じる場合は、厚生労働省が設置している流通改善ガイドラインの相談窓口
に照会すること。

問4 設問2の（2）のイにある「年間での契約ではないが、前年度の上半期と下半期の妥結価格は同程度」とは、どのように解釈すべきか。

（答）医薬品の価値の変動による妥結価格の変更等を除き、前年度の上半期の乖離率と比較して、下半期の乖離率に変動がなかった場合は、当該事項を選択すること。

問5 設問3の（1）における単品単価交渉について、記載上の注意の4に「他の医薬品の価格の影響を受けず、地域差や個々の取引条件等により生じる安定供給に必要なコストを踏まえ、取引先と個別品目ごとに取引価格

を決める交渉をいう。」とあるが、例えば、取引先と個別品目ごとに取引価格を決めていたとしても、これに該当しない交渉はあるか。

(答) 単品単価交渉に該当しない交渉については、令和6年10月10日に開催予定の「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」での検討を踏まえて、改めてお示しする予定である。

問6 設問3の(1)にある「新薬創出等加算品目について単品単価交渉を行っている。」について、例えば、1品目の新薬創出等加算品目のみ単品単価交渉を行っている保険医療機関又は保険薬局は該当するか。

(答) 取引する複数の新薬創出等加算品目の内、単品単価交渉をした新薬創出等加算品目が1品目のみの場合や、全体の取引品目と比較して、単品単価交渉で取引された品目の割合が低い場合は該当しない。判断について疑義が生じる場合は、厚生労働省が設置している流通改善ガイドラインの相談窓口
に照会すること。

問7 設問3の(3)にある「医薬品の価値に変動がある場合」とはどのような場合が該当するのか。

(答) 「医薬品の価値に変動がある場合」とは、例えば、期中において薬価改定があった場合等が該当する。なお、購入者側の都合で妥結価格を変更する場合はこれに該当しない。

問8 設問3の(4)にある「原則として全ての品目について単品単価交渉を行なっていること。」とはどのように解釈すべきか。

(答) 全ての品目について単品単価交渉をおこなっている場合は、当該事項を選択すること。なお、判断について疑義が生じる場合は、厚生労働省が設置している流通改善ガイドラインの相談窓口
に照会すること。